

R5.6.16 議会デジタル化検討小委員会

山本局長	まず、西内隆純委員長から御挨拶があります。
西内(隆)議会運営委員長	<p>本日は組織の小委員会でございますので、私から招集させていただきました。</p> <p>昨年度決定しました「議会デジタル化基本方針」では、議会のデジタル化の目的として「危機に強い議会の実現」、「県民とのコミュニケーションの強化」、「業務の効率化、迅速化及び政策立案能力の向上」を掲げております。</p> <p>こうした目的を達成するため、オンライン会議やペーパーレス化といった、基本方針に掲げる取組を着実に進めていく必要があります。</p> <p>この小委員会では、これらの取組を円滑に運営していくために欠かせない、ルールやスケジュールの策定といった早期に検討すべき事項、あるいは、必要に応じた基本方針の見直しなど、今後を見据えた課題にも取り組んでいただくこととなります。</p> <p>委員の皆様には、議会デジタル化の根幹に関わる課題について調査検討をお願いすることになり、大変御苦勞をおかけいたしますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。</p>
山本局長	本日は初めての小委員会でございますので、委員長が互選されるまでの間、委員会条例第7条第2項の規定を準用いたしまして、その職務を年長の金岡佳時委員にお願いいたします。
金岡年長委員	<p>それでは、年長であるが故をもって、私が暫時の間、議事をやらせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまから、議会運営委員会議会デジタル化検討小委員会を開きます。</p> <p>お手元の協議事項の順に進めてまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。</p>
1. 委員長の互選について	
金岡年長委員	<p>直ちに、委員長の互選を行います。</p> <p>互選の方法は、いかがいたしましょうか。</p> <p>(「指名推選」との発言あり)</p>
金岡年長委員	<p>「指名にせよ」という発言がありましたので、互選の方法は指名推選によることといたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
金岡年長委員	<p>それでは、お諮りいたします。指名の方法について、私が指名することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
金岡年長委員	異議ないものと認めます。よって、私が指名をすることといたします。

- 金岡年長委員 委員長に西内健委員を指名をいたします。
お諮りをいたします。
ただいま、指名いたしました、西内健委員を委員長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。
- (異議なし)
- 金岡年長委員 異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました西内健委員が、委員長に当選されました。
ただいま委員長に当選されました西内健委員に、本席から告知をいたします。
ここで、委員長の就任の御挨拶があります。
- 西内(健)委員長 ただいま、皆様方の互選によりまして委員長に推挙いただきました西内でございます。昨任期から続きまして、このデジタル化に関しまして、やはり県議会としても前に進めていかなければならない。そういった覚悟を持って、この小委員会も開催をしていきたいと思っております。
まだまだ私もよく分からない部分も多いわけでありますので、各委員の皆様方には、お助けをいただきながら、しっかりと対応させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。
- 金岡年長委員 以上で、私の役目であります委員長の互選は終わりました。
御協力どうもありがとうございました。

2. 副委員長の互選について

- 西内(健)委員長 それでは、これより、副委員長の互選を行います。
互選の方法は、いかがいたしましょう。
- (「指名推選」との発言あり)
- 西内(健)委員長 「指名にせよ」という発言がありましたので、互選の方法は指名推選によることといたします。
お諮りいたします。指名の方法については、委員長である私が指名することにしたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
- (異議なし)
- 西内(健)委員長 御異議ないものと認めます。よって、私が指名することといたします。
副委員長に西森雅和委員を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま指名いたしました西森雅和委員を副委員長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。
- (異議なし)

西内(健)委員長 御異議ないものと認めます。
よって、ただいま指名いたしました西森雅和委員が、副委員長に当選されました。
ただいま副委員長に当選されました西森雅和委員に、本席から告知を行います。
ここで、副委員長の就任の御挨拶があります。

西森(雅)副委員長 ただいま、皆様の御推挙によりまして副委員長の任を拝しました西森雅和でございます。
委員長を補佐して、しっかりと取組をしてみたいと思います。円滑な小委員会の運営に取り組んでみたいと思いますので、皆様の御協力をよろしく
お願いいたします。ありがとうございます。

3. 委員席の指定について

西内(健)委員長 次に、委員席を決定いたしたいと存じます。
ただいま御着席されております席を順にお詰めいただき、そのお詰めいただいた
席を委員席に指定いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

西内(健)委員長 それでは、さよう決めます。

(事務局、名札を置く)

4. 傍聴の取扱いについて

西内(健)委員長 次に、傍聴の取扱いについてであります。
委員会傍聴取扱要領により、議会運営委員会の一般傍聴定員は3人と定められて
ありますが、本小委員会の一般傍聴定員は、前期の小委員会と同じく6人としては
と存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

西内(健)委員長 御異議ないものと認めます。それでは、さよう決めます。

5. 小委員会の記録について

西内(健)委員長 次に、小委員会の記録についてであります。
このことにつきましても、前期の小委員会と同じく、議運及び各常任委員会と同
様に記録を作成し、作成後はホームページに記載するというので、御了承願いま
す。

(了 承)

6. その他

(1) 今後の協議

西内(健)委員長 次に、その他としまして、資料1及び資料2、今後の小委員会における協議につ
いてであります。

西内(健)委員長

本小委員会では、今後、議会デジタル化基本方針に基づく取組についてのルールづくりやスケジュールの策定などに関する協議を行ってまいります。タブレットの取扱いのルールなどを早急に決めておく必要があるとのことでもあります。

このことについて、事務局に説明をさせます。吉岡議事課長。

吉岡議事課長

はい。初めにお断りをさせていただきます。

今後、この小委員会の議論、かなり専門的なことを踏まえて御協議いただくことが多いかと存じます。

このため、議会のデジタル化の実務を担当しております、私の隣におります新谷企画広報班長から御説明させていただく場面もあるかと存じますので、御了承をお願いいたします。

それでは御説明させていただきます。

初めに、大まかなスケジュールの案、主としてペーパーレス会議、オンライン委員会に関してでございますが、こちらのスケジュール案につきまして御説明させていただきます。資料1を御覧ください。

スケジュールにつきましては、昨年度お決めいただきました基本方針の中に想定としてお示ししておりましたが、執行部などと調整いたしまして、今回、案として固めたものでございます。

表の中段の主な内容を左から御覧ください。議員の皆様へ貸与するタブレットにつきましては、現在、リース契約も終わりを迎えて、7月末には入手できる見込みとなっております。あわせて、その頃には議事堂内へのWi-Fi環境の整備等も完了する見込みでございます。なお、タブレットが入手できましても、機器の設定、ペーパーレス会議システムやセキュリティーの登録作業等が必要となりますので、皆様へお渡しできるのは、お盆明けの8月下旬を予定しております。

タブレットをお配りしましたら、早速、実際にタブレットを使いながらの操作研修を行います。そして、皆様にはできるだけ機器に慣れていただくため、積極的な御利用をお願いいたします。

その後、10月から11月にかけて、ペーパーレス会議についての説明や研修を行い、12月議会と2月議会で試行、これは従来どおり紙資料もお配りしながら、タブレットも使用するといったことをイメージしておりますが、これを行っていきます。そして、来年度からデジタルへ移行し、紙資料は廃止とすることを目指しております。

なお、昨年度の想定では、委員会のペーパーレスを先行させ、本会議のペーパーレスをその後進めていくとしておりましたが、委員会資料として、議案書もペーパーレス化する必要がございますので、結果、委員会と本会議のペーパーレス化は同時並行となってしまいます。このため、委員会、本会議を分けることなく、来年の6月定例会からは、全ての会議でのペーパーレス化の完了を目指すとしております。

次に、オンライン委員会につきましては、委員会条例を改正する必要があります。このため、12月定例会で条例改正を行いまして、2月定例会からは、必要に応じてオンライン委員会が実施できる状態とすることを目指しております。

なお、オンライン委員会を体験していただくための模擬委員会をどこかの時期に開催したいと考えておりますが、12月議会前は決算審査など、多忙でもありま

すので年明けになることも想定されます。

こうしたスケジュールに合わせて、運用ルールや、先ほど申しました委員会条例の改正等について、御協議、御決定いただく必要がございます。

このため、この小委員会、随時開催していただく必要がございますので、御協力をよろしくお願いいたします。

以上がスケジュールの案でございます。

続きまして資料2を御覧ください。先ほど申しました、8月下旬には、皆様にタブレットをお渡しいたします。その後、慣れていただくため、皆様には積極的に御利用いただきたいと考えておりますが、そのときまでに決めておく必要があると考える課題が3点ほどございますので、御説明させていただきます。

まず、資料の1番、通信費負担についてでございます。論点に記載してありますとおり、タブレット端末は、オンライン委員会への参加や、ペーパーレス会議の推進など、基本方針の具体化に向け、整備したものでございます。

オンライン委員会へ活用ができるようにとのことから、議事堂外での使用が前提であり、さらに、せっきくの機器でございますので、公務だけでなく、政務活動利用も想定して使い勝手のよいよう、公衆回線モデルとしております。

ここで、課題がございます。インターネットの通信に公衆回線を使用しますので、通信費が発生します。公務での利用と政務での利用に当たって、この通信費の扱いをどうするかという点でございます。

これに対して考え方三つあるかと思われま。

①全額公費個人負担なしとすることでございます。この場合、メリットは、議員負担はありませんが、デメリットとしましては、公務と政務活動のさび分けから説明がつかず、政務での利用はできないということになるのではないかと考えます。

次に、②逆に全額議員負担とするでござい。この場合、メリットとしましては、政務活動の利用はできますが、公務での使用を前提として整備しながら、必要となる費用を公費で負担せず、個人負担していただくといった、説明がつかない事態となってしまいます。

③一部負担とすることでござい。メリットは費用それぞれ負担しますので、公務でも政務でも使え、客観的にも説明しやすいと考えます。一方、デメリットと考えられますのは、使い方は議員により様々ですので、全員から一律負担を求めるといたしますと、政務では使わないとする議員からは不公平感が出てくることは想定をされます。

ただしこの場合、使わないと申出があった議員は徴収しないということが考えられます。

なお、参考として申しますと、負担割合を2分の1としますと、想定では、1人、月1,000円程度の負担になるのではないかと想定しております。

以上の三つの考え方があると思われま。

なお、配付しますタブレットは、公費で準備するものでござい。

使用に当たっては、公務もしくは政務活動でのみ、ご活用いただくことが原則となると考えます。

どこからが私的な利用かは皆様の判断によると考えられますが、使用に当たって十分配慮いただきたいと思います。

次に、2番目の課題として、フリーWi-Fiへの接続についてでございます。裏面を御覧ください。これは、お配りいたしますタブレットを議事堂外に持ち出した際、空港や駅、ホテルなど、いろいろな場所にWi-Fiスポット、無料でつながることができるフリーWi-Fiが設置されておりますが、こうした無料のWi-Fiへの接続を認めるかということでございます。

皆様御存じのとおり、Wi-Fiを利用すれば、データ量、つまり、通信費を気にすることなく、インターネットを利用することができます。このため、これを認めるかどうかという点でございます。

まず1番、全て認めるでございます。

この場合、メリットは、データ量を気にすることなく、ただWi-Fiスポット側に量や時間等の制限がある場合もありますが、インターネット接続を行うことができます。デメリットとしましては、セキュリティ上の懸念が挙げられます。こうしたWi-Fi機器を、悪意のある者が設置し、接続した端末の情報を盗み取る、あるいは、ウイルスを仕掛けるといったこともあるようでございます。

もし、ウイルスを仕掛けられたタブレットを議会ネットワークに接続してしまいますと、ほかの方のタブレットに感染させてしまいます。こういったリスクが生じてしまいます。

2番としましては逆に全て認めないでございます。これは、1番の裏返しとなります。メリットとして、全て公衆回線を利用することで、通信の際のリスクはなくなるという点でございます。逆にデメリットとして、最初に申しましたデータ量が契約量をオーバーしてしまうと、通信速度が制限されてしまうという点でございます。データ量の契約は、他県を参考にして、1人7ギガバイト以上とし、管理用1台を含む266ギガバイト以上で契約することとしております。

なお、実際に契約する場合は、通信会社により、7ギガのプランがない場合もありますので、入札によってはこの契約量以上になることもございます。ただ、シェアプランでございますので、個人の方がこの現在想定しております7ギガバイトを超えてもその方だけにすぐ制限がかかるというわけではございません。議員全員合わせて266ギガバイトを超えますと、全員に速度制限がかかるということになります。

議員全員に影響が及びますため、議員お一人お一人にデータ量を意識した利用に配慮していただく必要があります。

3番としまして、Wi-Fi接続を自宅に限って認めるでございます。議事堂外では全て通信回線となりますと、どうしてもデータ量の不安が出てきますので、一番利用する場所として想定される、自宅において設置しているWi-Fiについては認めようということでございます。メリットとしましては、1番と2番の中間で、機器の設置者がはっきりしているWi-Fiを活用することで、公衆回線で使用するデータ量を抑えながら、セキュリティ上のリスクの軽減を図ることができるということになります。ただし、デメリットとしましては設置していない議員からは不公平感が出るということが想定をされます。

次に3番目の課題としまして、議事堂内のWi-Fiへの私物接続についてでございます。これは、今回のタブレット整備に当たって、議事堂内にWi-Fi環境を整備いたしました。このWi-Fiに対して、議員個人の私物のスマートフォンやノートパソコンの接続を認めるかどうかということでございます。

1番、認めるとしますと、メリットは、使い慣れた端末で作成した資料などが直接会派のプリンターを使って印刷することができます。デメリットとしましては、私物の端末であり、議会側で、セキュリティーの管理が行えません。こうした管理が及ばない機器が議会ネットワーク内に直接接続されることとなり、ネットワーク全体の危険性を高めることとなってしまいます。議会ネットワークは、ファイアウォールで守られておりますが、その中に直接持ち込まれるということとなりますので、セキュリティー面では大変懸念をされます。

逆に、認めないとしますと、メリットとしましてはネットワークの脅威は回避されます。一方デメリットとしましては、個人の端末から直接会派のプリンターを使っての印刷はできなくなります。なおこの場合、御利用いただいておりますクラウド上の共有フォルダ、グーグルワークスペースにデータ保存、タブレットを通じて印刷することはできます。

このような三つの、1番通信費負担、2番フリーWi-Fiへの接続、3番議事堂のWi-Fiネットワークへの私物接続、以上どのようにするか御協議をお願いしたいと考えております。説明につきましては以上でございます。

西内(健)委員長

ただいまの説明について、御質問はございませんでしょうか。

西森(雅)副委員長

この最後のページのフリーWi-Fiの接続についてで、公衆回線には契約上データ量に制限があると、もうこの266ギガ、これがもうマックスということなんですかね。

新谷企画広報班長

契約上の上限でございます。

西内(健)委員長

ほかに。

ないようですので、このことにつきましては、次回の小委員会で結論を得たいと考えておりますので、スケジュール及びタブレットの取扱いのルールなどを持ち帰って、各会派で御検討いただき、会派としての御意見を集約していただくようお願い申し上げます。

次回の小委員会は、6月定例会閉会日の7月6日、本会議終了後に開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

西内(健)委員長

それでは、さよう決めます。

なお、閉会日の本会議終了後には会派からの申入れ事項を協議するための議運が開かれることになっておりますので、小委員会は議運終了後に引き続いて開催することで、御了承願います。

最後に、そのほか何かございませんでしょうか。

(なし)

R5.6.16 議会デジタル化検討小委員会

西内(健)委員長

それでは、協議事項は以上でございます。
以上で、本日の議会デジタル化検討小委員会を終了いたします。
お疲れさまでございました。